

(2)教科及び教科の指導法に関する科目

令和8年度入学生用

高校一種及び中学一種「保健体育」の場合

(社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目		本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位	
必修科目	科目	必修	選択
体育実技	スポーツ指導法実習(器械運動)	1	8(高校)
	スポーツ指導法実習(陸上競技)Ⅰ	1	
	スポーツ指導法実習(水泳)	1	
	スポーツ指導法実習(ネット型)	1	
	スポーツ指導法実習(ゴール型)	1	
	スポーツ指導法実習(ベースボール型)	1	
	武道指導法実習(柔道)Ⅰ	1	
	スポーツ指導法実習(ダンス)Ⅰ	1	
	スポーツ指導法実習(陸上競技)Ⅱ		
	武道指導法実習(柔道)Ⅱ		
	スポーツ指導法実習(ダンス)Ⅱ		
	スポーツ指導法実習(スキー)		
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	スポーツ心理学	2	
	スポーツ・ウェルネス論	2	
	運動学(運動方法学を含む)	2	
	測定評価		
生理学(運動生理学を含む。)	生理学(運動生理学を含む)	2	
	健康体力づくり論	2	
	解剖学		
	運動処方		
	栄養学		
衛生学・公衆衛生学	衛生学(公衆衛生学を含む)	2	
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健	2	
	精神保健学Ⅰ		
	精神保健学Ⅱ		
教科に関する専門的事項 最低修得単位数		22(中学) 22+8(高校)	
		22単位以上(中学) 30単位以上(高校)	
教科の指導法 注①	保健体育科教育法A	2	
	保健体育科教育法B	2	
	保健体育科教育法C	2	
	保健体育科教育法D	2	
教科及び教科の指導法に関する科目 最低修得単位数		30単位以上(中学) 38単位以上(高校)	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。